

【令和6年4月1日採用】フルタイム会計年度任用職員（保育士及び保育教諭）

東金市会計年度任用職員採用選考

受 験 案 内

＜受付期間＞

令和6年2月8日（木）～ 令和6年2月16日（金）【郵送の場合消印有効】

（お問い合わせ）

東金市市民福祉部こども課

郵便番号 283 - 8511

東金市東岩崎1番地1 東金市役所第1庁舎1階

電 話 0475-50-1247

FAX 0475-50-1249

東金市会計年度任用職員採用選考を以下のとおり行います。

1 職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
保育士及び 保育教諭 (フルタイム)	4名	・市立保育所又は認定こども園での保育業務全般です。 ・正規職員とともに複数担任としてクラスを担当します。

2 勤務条件

地方公務員法の適用を受ける一般職の非常勤職員である会計年度任用職員（フルタイム）としての採用となります（労働契約とは異なります。）。

- ・職 種 保育士及び保育教諭
- ・業務内容 （雇入れ直後）上記職務内容のとおり
（変更の範囲）なし
- ・任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・勤務時間 週38時間45分（7時間45分×5日） ※シフト勤務制
午前7時00分から午後7時00分までのうち1日7時間45分
- ・時間外勤務 あります。（月3時間程度）
- ・勤務場所 （雇入れ直後）東金市立第2保育所（東金市田間3-14-6）
東金市立第3保育所（東金市前之内6-1）
東金市立豊成こども園（東金市関内724）

東金市立福岡こども園（東金市砂古瀬476-1）

東金市立正気こども園（東金市広瀬141-1）

（変更の範囲）なし

- ・報酬 給料月額 203,800円～209,300円

※令和6年2月時点の予定額です。

前歴の職務経験に応じ給料月額の範囲内で加算がある場合があります。

- ・通勤手当等 通勤・出張に係る交通費用相当額が支給されます。

- ・報酬支給日 月末締め、原則翌月15日払い（口座振込）

- ・期末手当 支給されます（支給要件あり。）。

6月期1.225月分 12月期1.225月分

在職期間に応じた支給割合となります。

なお、期末手当の支給に当たっては、異なる地方公共団体での勤務時間は通算しません。

- ・勤勉手当 支給されます（支給要件あり。）。

6月期1.025月分 12月期1.025月分

期間率に応じた支給割合となります。

なお、勤勉手当の支給に当たっては、異なる地方公共団体での勤務時間は通算しません。

- ・退職手当 支給されます（支給要件あり。）。

- ・休憩時間 45分

- ・休日等 毎週日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

※土曜日は輪番制

- ・休暇等 年次有給休暇、特別休暇（産前・産後、保育時間、子の看護、忌引等）、育児休業等

- ・社会保険 健康保険（地方公務員共済組合）及び厚生年金保険（12か月目まで）に加入します（給料から保険料を控除）。

地方公務員共済組合（13か月目以降）に加入します（給料から保険料を控除）。

- ・雇用保険 加入します（給料から保険料を控除）。ただし、採用後6か月を経過したときは加入しません（退職手当の受給資格を得るため）。

- ・災害補償 労働者災害補償保険制度（12か月目まで）が適用されます。

地方公務員災害補償制度（13か月目以降）が適用されます。

- 服 務 地方公務員法が適用されます。
（サービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限、争議行為等の禁止）
- 分 限 分限処分の対象となります。
- 懲 戒 懲戒処分の対象となります。
- そ の 他
 - 任期が満了した場合には当然に退職します。
 - 地方公務員法の規定により、採用後1月間は条件付での採用となります。再度の採用となった場合も、同様です（採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されます。）。
 - 勤務実績に基づく能力の実証により再度の採用を行うことができるのは、原則2回（当初の採用から原則3年）までです。
 - 給与及び費用の弁償は、「東金市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の定めるところにより支給されます。
 - パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員の区別に当たっては、異なる任命権者の下での勤務時間は通算しません。

注 勤務条件について、採用までに関係予算、条例、規則等の制定・改廃が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

3 応募方法

(1) 応募に必要な書類

- ア 受験申込書（指定様式）
- イ 保育士証及び（あれば）幼稚園教諭免許状（いずれも写し）

(2) 方法

ア 郵送の場合

- 受験申込書（指定様式）に必要な事項を全て記入して必要な書類とともに封筒に入れ、**特定記録郵便**で東金市市民福祉部こども課運営係へ郵送してください。

また、封筒の表に「**選考申込**」と朱書きし、裏に住所及び氏名を必ず記載してください。

- ・ 受付期間は、令和6年2月8日（木）から令和6年2月16日（金）（消印有効）までです。

イ 持参の場合

- ・ 受験申込書（指定様式）、に必要事項を全て記入し、必要な書類とともに東金市市民福祉部こども課運営係（市役所第1庁舎1階）へ直接持参してください。

また、封筒の表に「**選考申込**」と朱書きし、裏に住所及び氏名を必ず記載してください。

- ・ 受付期間は、令和6年2月8日（木）から令和6年2月16日（金）までです（土、日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）。

4 受験申込書（指定様式）の入手方法

窓口	場所：東金市市民福祉部こども課運営係（土、日及び祝日を除く。）。 電話：0475-50-1247 時間：午前8時30分から午後5時15分まで
郵送	封筒の表に「会計年度任用職員採用選考受験案内請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号、120円切手を添付）を同封の上、東金市市民福祉部こども課運営係に郵送してください。
ダウンロード	東金市ホームページからダウンロードしてください。 総合トップ>職員募集>採用・募集

5 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

(1) 令和6年4月1日から勤務することができる者

(2) 地方公務員法第16条に該当しない者

※地方公務員法第16条に定める欠格条項

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 東金市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）も欠格条項に該当します。

(3) 保育士資格（あれば幼稚園教諭免許も）を有する者

6 選考方法

(1) 第1次選考

提出された書類による書類選考

第1次選考の合格者（採用内定者）は、提出された書類（受験申込書（指定様式））の結果により決定します。

(2) 第2次選考

個別面接選考

第2次選考の合格者（採用内定者）は、第1次選考の結果及び第2次選考（個別面接選考）の結果により決定します。

7 選考結果の通知（第1次・第2次選考共通）

合格、不合格のいずれの場合であっても、受験の申込みをされた本人宛てに選考の結果を書面又は電話により連絡いたします。

また、第1次選考の合格者には、上記の連絡の際に第2次選考の日程等をお伝えします。

なお、選考結果の連絡は、選考の日（書類選考にあっては受付期間の末日）からおおむね2週間以内に行います。

8 採用までの流れ（令和6年4月1日採用）

日 程	時期等
・書類選考（第1次選考）	受付期間 2月16日（金）まで
・第1次選考合格者の決定 ・個別面接選考（第2次選考）の日程の決定・通知	2月16日（金）からおおむね2週間以内
・個別面接選考（第2次選考）の実施	2月下旬
・採用内定者の決定・通知	3月上旬
・勤務条件承諾書、通勤届等の必要書類の提出の依頼	3月中旬（令和6年度予算成立後）
・提出書類の確認 ・採用の決定	3月下旬
・採用通知書の交付 ・サービスの宣誓	4月1日

9 その他

- (1) 選考の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合及び受験申込書をはじめとする市への提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合は、その後の選考を受験できません。これらの場合、棄権と同様に取り扱います。また、合格している場合は、合格を取り消します。
- (2) 提出書類は、採用選考及び採用手続に使用します。また、提出書類は返却しません。
- (3) 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (4) 受験する上で、何らかの配慮が必要な場合は、必ず受験申し込み時に御相談ください。

10 お問い合わせ

東金市市民福祉部こども課運営係（担当者：小見川・深澤）

電話 0475-50-1247

FAX 0475-50-1249

<参考>

- ・パートタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間（38時間45分）と比べて短いもの

- ・フルタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間（38時間45分）と同一であるもの